

公立大学法人滋賀県立大学  
動物実験施設における緊急時の対応マニュアル

このマニュアルは、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 25 年環境省告示第 80 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 25 年環境省告示第 84 号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号）に基づき、公立大学法人滋賀県立大学における動物実験施設等について、科学的観点、動物愛護の観点および環境保全の観点ならびに動物実験を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、地震・火災等の緊急時に採るべき措置を適正に実施するために必要な事項を定める。なお、一般的な緊急対応は「滋賀県立大学危機管理対策基本マニュアル」に定められているが、ここでは動物実験施設に特有の事情を考慮して改めて定めるものである。

## 1. 動物実験施設利用者用の対応マニュアル

### (1) 初期対応

人命・安全確保を最優先に考えて行動すること。

地震発生時：揺れが収まった後、動物実験室・飼育保管施設の損壊や火災発生に注意して行動する。

火災発生時：出火規模が小さければ初期消火を行うとともに、火災・爆発などの二次災害の防止措置を行う。不可能な場合は非難を優先する。

### (2) 飼養保管中の動物への対応

原則として、災害発生時には動物が動物実験室または飼養保管施設の外に逃走しないよう万全を期す。

・実験中の小動物はケージに収容し、床または飼育棚に戻す。

### (3) 使用中の機器への対応

停止可能な機器は停止させ、電源を切る。

### (4) 使用中の薬品への対応

落下により破損しないように床の上に置く等の対処をする。また、発火性・爆発性のある薬品については、公立大学法人滋賀県立大学毒物および劇物管理規程の定めに従う。

### (5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応

直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

### (6) エレベータ使用時の対応

直ちに近くの階に停止させ脱出する。脱出が困難な場合は、非常ボタンを押して救助を求める。また、動物をケージで運搬中の場合は、逸走させないように注意する。

### (7) 動物実験室および飼養保管施設からの脱出

緊急脱出が必要な場合は、実験動物の逸走を防ぐため、動物実験室および飼養保管施設の出入口ドア等を閉じてすぐに脱出する。緊急脱出が不要な場合は、(8)通報を先に行い、責任者の指示に従う。緊急脱出の必要性が不明な場合は、脱出を優先する。

## (8) 通報

火災発生時：大声で助けを求め周囲に事態を知らせる。周囲に誰もいないときは、緊急通報する。火災報知機がある場合はボタンを押す。

- ・学外通報先：外線 119 番（消防車の要請）
- ・学内通報先：内線 8207、8208（財務グループ施設担当）、8245（防災センター）

地震発生時：揺れが収まった後、緊急連絡網に従って通報し、指示に従って行動する。

※連絡網の寸断などにより責任者等に連絡がつかず、自身の安全確保状況が不明な場合は、避難を優先する。また、小規模災害などのため、自身の安全確保が明確な場合には、4. 復旧マニュアルの (1) 初期対応に従って対応したのち避難する。

## 2. 緊急連絡網

本学の非常配備体制の連絡網に準じる。

## 3. 学内および学外への連絡体制

### (1) 遺伝子組換え動物など取扱いに注意を要する実験動物について

逸走時にヒトに危害を加える恐れのある動物や環境に悪影響を与える恐れのある動物については、特に動物実験室や飼養保管施設からの逸走防止に留意しなければならない。逸走が確認された場合は、速やかに学内外に連絡し対応する。

### (2) その他の実験動物

実験動物や飼養保管施設の状況について、管理者、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者等、関係者間で連絡を取って情報を共有し適切に対応する。

### (3) 関係機関の通報連絡先

学外の関係機関等への連絡は、原則として事務局が行う。

- ・文部科学省研究振興局ライフサイエンス課（03-6734-4366）
- ・滋賀県私学・大学振興課（077-528-3274）
- ・彦根市役所（0749-22-1411）
- ・彦根警察署（0749-27-0110）
- ・彦根消防署（0749-22-0119）

## 4. 復旧マニュアル

### (1) 初期対応

本マニュアル 1～3 に従って対応する。

小規模災害の場合は、安全が確保され次第速やかに次の対応を行う。

ア 実験動物の生存状況を確認する。

イ 動物実験室または飼養保管施設内に逸走動物がいればケージに収容する。動物実験室または飼養保管施設の外に逸走した動物が確認された場合は、緊急連絡網に従って連絡し捕獲に尽力する。

- ウ 給餌・給水を確保する。
- エ 飼育に必要な物品（飼料など）の保管量を確認する。
- オ 電気・水道・空調設備などの状況を確認する。
- カ 施設状況などから飼育の継続が困難と判断される場合、管理者および動物実験責任者と連絡を取りながら安楽死について検討する。

(2) 災害発生から1週間以内に行う対応（中規模災害以上）

飼育施設の安全を確認後、以下の対応を行う。

- ア 被害状況の把握
- イ 動物実験実施者等の出勤状況の把握
- ウ 管理者および動物実験責任者の指示を仰ぎながら、(1) 初期対応のア～カと同様の対応を行う。
- エ 動物屍体保管庫の確認
- オ 連絡体制網と対応については、本マニュアル1～3に従う。

(3) 災害等からの復旧が長期化する場合の対応

- ア 飼育管理体制の再構築を行う。
- イ 再構築した管理体制の下で、以下について適切に対応する。
  - (ア) 生存している実験動物があれば、その飼育継続が可能か検討する。不可能な場合は安楽死を検討する。
  - (イ) 飼育施設の機能回復について検討する。
  - (ウ) その他の想定外の事象については、すべて再構築した管理体制の下で責任者の指示を仰ぐ。

## 5. 緊急時への備え

以下の事項について、日ごろから適切に対応すること。

- (1) 飼料、飲水、飼育機材の備蓄
- (2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適正な管理と保管
- (3) 各種機器類の固定
- (4) 非常口の確保と点検
- (5) 避難経路の確認
- (6) 緊急時に必要な資材、安全保護具等の確認

## 6. マニュアルの適切な改訂について

本マニュアルは関連規定、指針などの改正等に適切に対応するため適宜改訂する。

平成26年10月31日 制定

平成28年4月1日 改訂

平成29年10月3日 改訂